

○被害者支援要員制度実施要領の制定について（例規通達）

平成28年 3 月22日

佐本広発第33号

改正 平成29年 3 月17日佐本務発第256号

平成29年 5 月23日佐本広発第87号

平成29年 8 月25日佐本務発第814号

令和 5 年 6 月20日佐本務発第700号

令和 5 年 7 月12日佐本務発第797号

令和 6 年 3 月15日佐本務発第223号

令和 8 年 3 月 6 日佐本広発第40号

被害者支援要員制度については、「被害者支援要員制度実施要領の制定について（例規）」（平成11年10月29日付け佐本務発第1038号。以下、「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、被害者等に対する支援活動の更なる充実強化を図るため、所要の見直しを行い、別添のとおり被害者支援要員制度実施要領を制定し、平成28年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達については、平成28年 3 月31日で廃止する。

別添

被害者支援要員制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者、家族及び遺族（以下「被害者等」という。）に対し、被害直後から被害者等の直面する様々な問題について、被害者等の精神的又は経済的負担を軽減するため、そのニーズに応じた適切な支援を実施するための被害者支援要員制度（以下「支援要員制度」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 支援対象者

支援要員が対応する支援対象者は、次に掲げる身体犯若しくは重大な交通事故事件又は第3の1に規定する被害者支援総括責任者が必要と認める事件（以下「対象事件」という。）の被害者等とする。ただし、総括責任者が必要と認めるときは、対象事件の目撃者その他の関係者であって当該事件の二次的被害を受けたものを含むものとする。

1 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる行為をいう。

(1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪で、未遂を含む。）

(2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪で、未遂を含む。）

- (3) 強盗・不同意性交等罪及び同致死罪（刑法第241条の罪で、未遂を含む。）
- (4) 不同意性交等罪（刑法第177条の罪で、未遂を含む。）
- (5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪で、未遂を含む。）
- (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪で、未遂を含む。）
- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪で、未遂を含む。）
- (9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪で、未遂を含む。）
- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪で、未遂を含む。）
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪で、未遂を含む。）
- (12) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪で、未遂を含む。）
- (13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (15) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (16) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったものの
- (17) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

2 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

(1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

(1)及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

(1)、(2)及び(3)のほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険

運転致傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）に該当する事件

第3 実施体制

1 被害者支援総括責任者

- (1) 支援要員制度を組織的・効果的に推進するため、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）に被害者支援総括責任者（以下「総括責任者」という。）及び被害者支援副総括責任者（以下「副総括責任者」という。）を置く。
- (2) 総括責任者は、警察署長又は高速隊の隊長を、副総括責任者は、副署長又は高速隊の副隊長をもって充てる。
- (3) 総括責任者は、被害者支援担当と捜査担当との連携が図られるように配慮するとともに、支援要員制度の運営に関する総括的な指揮を行うものとし、副総括責任者は、総括責任者を補佐し、支援要員制度に関する業務の調整を図り、その推進状況を把握するものとする。

2 被害者支援実施責任者

- (1) 被害者支援要員（以下「支援要員」という。）の効果的運用を図るため、警察署及び高速隊に被害者支援実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。
- (2) 実施責任者は、警察署においては警務課長（課長代理を含む。）とし、高速隊においては隊長補佐とする。
- (3) 実施責任者は、総括責任者の指揮の下、対象事件を主管する警察本部の課長と連携し、支援要員の運用及び指導を行うとともに、捜査の進捗状況や被害者等のニーズ等を常に把握し、支援の方針や体制を適時見直すなど業務管理を徹底するものとする。

3 被害者支援係

- (1) 本制度の円滑な運用を図るため、警察署の警務課及び高速隊に被害者支援係を設置するものとする。
- (2) 被害者支援係は、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 被害者支援の企画及び調整に関すること。
 - イ 被害者支援に関する指導及び教養に関すること。
 - ウ 被害者支援に係る関係機関・団体との連携に関すること。
 - エ その他被害者支援に必要な事項

第4 支援要員の運用

1 任務

支援要員は、対象事件が発生したときは、その被害者等に対し、実施責任者の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 事件発生後における被害者等との早期接触、自己紹介及び刑事手続きの説明
- (2) 病院への付添い及び医師との連携
- (3) 被害届の提出、供述調書作成及び事情聴取における付添い
- (4) 証拠資料の採取、押収、還付等における補助
- (5) 自宅等への送迎
- (6) 実況見分、検証、面割り等における補助
- (7) 被害者の手引の交付及び被害者等からの相談への対応
- (8) 被害者等との連絡手段の確保
- (9) 犯罪被害給付制度、診断書料等各種公費負担制度等の教示
- (10) その他必要と認められる支援活動

2 支援要員の指定等

(1) 指定

総括責任者は、あらかじめ当該所属の警部補（同相当職を含む。）以下の職員の中から、被害者支援の推進に適任と認められる者を、支援要員に指定するものとする。

支援要員として指定する人数は、別表のとおりとする。

(2) 解除

総括責任者は、支援要員に人事異動、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、指定を解除するものとする。

3 支援要員の指名等

(1) 事案発生時における支援要員の指名

総括責任者は、対象事件の発生に際し、指定された支援要員の中から適任者を指名するものとする。

(2) 執務時間外における支援要員の運用

総括責任者は、警察署当番勤務計画を策定する際、可能な限り支援要員が当番員に含まれるように配慮するものとする。

当番員に支援要員が含まれない場合に対象事件が発生したときは、警察署当番責任者は、総括責任者の指揮を受けて、当番員の中から適任者を一時的に支援要員として指名し、当該事件の初期的対応を命ずるとともに、適任の支援要員を招集して対応させるものとする。

(3) 支援要員を指名しない場合

総括責任者は、対象事件のうち、被害者の家族又は遺族が事件関係者となるおそれがあると認められる場合には支援要員を指名しないことができる。

4 支援活動を行う期間

支援要員が支援活動を行う期間は、対象事件を認知したときからおおむね3週間とする。ただし、総括責任者は、被害者等の精神的被害の回復状況、事件の推移状況等を判断し、終了時期を変更することができる。

なお、総括責任者は、支援活動期間経過後、新たに支援が必要となった場合には、支援要員による支援を再開させるものとする。

5 報告

実施責任者は、支援要員の運用状況について被害者支援係を経由して、総括責任者に報告するものとする。

第5 支援要員の集中運用

死傷者多数を伴う事案等が発生したときの支援要員の集中運用に関し必要な事項は、警察本部長（以下、「本部長」という。）が別に定める。

第6 配意事項

1 支援要員の指定要領

総括責任者は、事案の内容及び被害者等のニーズに即した適切な支援要員を充てることができるようにするため、自所属の体制や犯罪発生状況等を踏まえ、十分な支援要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 犯罪被害者等給付金の支給制度の確実な教示

総括責任者は、犯罪被害者等給付金の支給制度が被害者等の被害の軽減に重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、同制度の教示漏れによって被害者等が犯罪被害者等給付金の支給申請の機会を失うことのないよう、同制度の対象者又は対象となる可能性がある被害者等（以下「対象者等」という。）に対しては、確実な教示を行うものとする。

なお、同制度対象事案の判断は不同意わいせつ、不同意性交等々の犯罪被害で、外形上に致傷の結果が発生していない場合であっても、事後、精神疾患を患うおそれが高いことを考慮し、事後に対象となる可能性がある被害者等に対しても同制度の教示の徹底を図るものとする。

3 支援要員に対する教養の徹底

警察本部警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）及び総括責任者は、支援要員に対して支援活動を適切に行うことができる知識・技能等を身につけさせるため、必要な専門的教養を行うものとする。この場合、基本的な教養項目として、次に掲げる内容を盛り込むこととする。

- (1) 警察による被害者等に対する援助の意義、施策の推進及び関係法令の運用に関する方針
- (2) 被害者等の心情及び被害者等が直面する問題
- (3) 被害者等と接するに当たって配慮すべき事項
- (4) 被害者等の二次的被害及び再被害を防止するために配慮すべき事項
- (5) 犯罪被害者等給付金の支給制度の概要
- (6) 被害者等に対する援助を行う公的機関、民間犯罪被害者等支援団体等との連携の方策
- (7) 関係者の名誉その他の権利利益への配慮

4 捜査担当部門との密接な連携

個々の事案において被害直後における支援活動を適切に実施するため、支援要員は、当該事案に係る捜査の経過や以後の捜査方針などについて十分に把握し、いかなる時期にいかなる範囲の情報を被害者等に提供することが適当であるかなどについてあらかじめ捜査担当部門の職員と検討した上で、被害者等に対応すること。

また、総括責任者及び実施責任者は、支援要員が把握した被害者等の心身の状態やニーズなどの情報について捜査担当者に随時伝えるなど、支援要員の活動に当たり捜査担当部門との密接な連携に十分配慮するものとする。

- 5 実施責任者による業務管理の徹底適切な被害者支援を推進するためには、捜査の進捗状況や被害者等のニーズの変化を踏まえ、支援の方針や体制を随時見直し、組織的に対応していくことが必要である。そのため、実施責任者は、個々の事案における捜査及び被害者支援の状況を常に把握し、業務管理を徹底するとともに、総括責任者に対する報告・連絡を確実に行うものとする。

6 支援要員の代理受傷等防止

支援活動に従事する支援要員は、被害等の状況を間近に見たり、被害者等の感情の表出場面に直面するなど、極めて強いストレスを受ける場合があることから、支援要員の指揮監督に当たる幹部は、支援要員が代理受傷の状況にならないよう、当該支援要員をサポートする体制を確保するとともに、代理受傷した支援要員があるときは、その受傷

を軽減してより適切な支援活動が行えるよう、メンタルヘルスを含めた健康管理に十分配慮するものとする。

- 7 総括責任者は、関係機関・団体による支援が必要と認める場合には、被害者等のプライバシーに配慮しつつ、犯罪被害者等早期援助団体、被害者に対する支援のための連絡協議会（VS協議会）、警察署被害者支援ネットワーク等と連携した支援活動を行うものとする。

第7 報告

- 1 総括責任者は、支援要員を指定したときは、速やかに、被害者支援要員名簿（別記様式第1号）を作成して、広報県民課長を経由して本部長に報告すること。
- これを変更したときも、同様とする。
- 2 総括責任者は、対象事件に関して支援要員を運用したときは、その都度、被害者支援要員運用状況報告書（刑事事件については別記様式第2号、交通事件事故については別記様式第3号）を作成して、広報県民課長を経由して本部長に報告すること。
- 3 総括責任者は、犯罪被害給付制度の対象者等に対する教示の結果について、犯罪被害者等給付金の支給制度の教示実施報告書（別記様式第4号）を作成して、広報県民課長を経由して本部長に報告すること。

別表

（令8佐本広発40・全改）

課	生活安全課	地域課	刑事課	交通課	警備課
警察署					
佐賀南・佐賀北・鳥栖・唐津	2人以上	6人以上	4人以上	2人以上	2人以上
小城・伊万里・鹿島	2人以上	5人以上	3人以上	2人以上	1人以上
神埼・武雄・白石	1人以上	4人以上	2人以上	2人以上	1人以上
高速隊	4人以上				

この表においては次のように読み替えて適用する。

- (1) 佐賀南、佐賀北、鳥栖及び唐津警察署の刑事第一課及び第二課は、刑事課と読み替える。
- (2) 佐賀南、小城、伊万里、白石及び鹿島警察署の地域第一課及び第二課は、地域課と読み替える。
- (3) 唐津警察署の地域第一課、第二課及び第三課は、地域課と読み替える。

別記様式第1号

第 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

警察署(隊)長

被害者支援要員名簿

課・係名	階 級	氏名、年齢、性別	捜 査 実 務 経 験	備 考
		氏名 (歳) □男□女	年	□新規□継続□解除 支援要員経験(2年以内) □有り□無し
		氏名 (歳) □男□女	年	□新規□継続□解除 支援要員経験(2年以内) □有り□無し
		氏名 (歳) □男□女	年	□新規□継続□解除 支援要員経験(2年以内) □有り□無し
		氏名 (歳) □男□女	年	□新規□継続□解除 支援要員経験(2年以内) □有り□無し
		氏名 (歳) □男□女	年	□新規□継続□解除 支援要員経験(2年以内) □有り□無し
		氏名 (歳) □男□女	年	□新規□継続□解除 支援要員経験(2年以内) □有り□無し
		氏名 (歳) □男□女	年	□新規□継続□解除 支援要員経験(2年以内) □有り□無し

□には、チェック ☒ すること

別記様式第2号

第 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

警察署(隊)長

被害者支援要員運用状況報告書

事 件 名	
発 生 年 月 日	年 月 日
事 件 担 当 者	課 係 階級 氏名
支 援 要 員	課 係 階級 氏名 課 係 階級 氏名
被 害 者	(氏名) (年齢) 歳 (性別) (職業) (住居) (電話) (被害の程度)
支 援 対 象 者	☐ 本人 ☐ 保護者() ☐ 遺族(続柄) ☐ その他() (氏名) (年齢) 歳 (性別) (職業) (住居) (電話)
被 疑 者	☐ 未検挙 ☐ 検挙(検挙年月日 年 月 日 ☐ 現逮 ☐ 緊逮 ☐ 通逮 ☐ 任意) (氏名) (年齢) 歳 (性別) (職業)
事 件 概 要	
支 援 内 容	
被害者の手引き	☐ 未交付 ☐ 交付済み(交付年月日 年 月 日)
診 断 書 料	☐ 対象外事案 ☐ 対象事案(☐ 支出済み ☐ 支出予定 ☐ 支出なし～理由：)
遺 体 搬 送 料	☐ 対象外事案 ☐ 対象事案(☐ 支出済み ☐ 支出予定 ☐ 支出なし～理由：)
緊急避妊等経費	☐ 対象外事案 ☐ 対象事案(☐ 支出済み ☐ 支出予定 ☐ 支出なし～理由：)
カウンセリング費	☐ 対象外事案 ☐ 対象事案(☐ 支出済み ☐ 支出予定 ☐ 支出なし～理由：)
犯罪被害給付制度	☐ 対象外事案 ☐ 対象事案 (☐ 遺族給付金 ☐ 重傷病給付金 ☐ 障害給付金) 制度教示の有無 ☐ 済 ☐ 未済
携 帯 電 話	☐ 貸与不要 ☐ ☐ 貸与希望 ☐ 貸与中

□には、チェック ☒ をすること

(刑事事件用)

別記様式第3号

第 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

警察署(隊)長

被害者支援要員運用状況報告書

事 案 名	(☐ ひき逃げ事件 ☐ 死亡事故 ☐ 重傷事故)
発 生 年 月 日	年 月 日
事 件 担 当 者	課 係 階級 氏名
支 援 要 員	課 係 階級 氏名 課 係 階級 氏名
死 傷 者	☐ 1当 ☐ 2当 ☐ その他(当) (氏名) (年齢) 歳 (性別) (職業) (住居) (電話) (負傷の程度)
支 援 対 象 者	☐ 本人 ☐ 保護者() ☐ 遺族(続柄) ☐ その他() (氏名) (年齢) 歳 (性別) (職業) (住居) (電話)
事 故 相 手 方 又は 被 疑 者	☐ 1当 ☐ 2当 ☐ その他(当) 強制捜査の有無 ☐ 無 ☐ 有(検挙年月日 年 月 日 ☐ 現逮 ☐ 緊逮 ☐ 通逮) (氏名) (年齢) 歳 (性別) (職業)
事 案 概 要	
支 援 内 容	
手 引 き	☐ 未交付 ☐ 交付済み(交付年月日 年 月 日)
遺 体 搬 送 料	☐ 対象外事案 ☐ 対象事案(☐ 支出済み ☐ 支出予定 ☐ 支出なし～理由：)
カウンセリング費	☐ 対象外事案 ☐ 対象事案(☐ 支出済み ☐ 支出予定 ☐ 支出なし～理由：)

☐には、チェック ☒ をすること

(交通事故事件用)

別記様式第4号

第 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

警察署(隊)長

犯罪被害給付制度の教示実施報告書

事 件 名		
発生年月日	年 月 日	
発 生 場 所		
被 害 者	(氏名) (年齢) 歳 (性別) (職業)	
	(住居) (電話)	
被害の状況		
教 示 日 時	年 月 日 (時間)	
教 示 場 所		
教示対象者	(関係)	(氏名)
教示担当者	(係名) (階級)	(氏名)
教 示 方 法		
その他支援活動 (あれば記載)		

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号

別記様式第 3 号

別記様式第 4 号